

令和8年度 山形県生活困窮者等食料品等提供活動支援事業費補助金募集要項

1 事業の目的

物価高騰の影響を受けている生活困窮者等の暮らしを支えるため、県内の生活困窮者等に対して必要な食料品を届け、生活を支える仕組み（以下「フードバンク活動」という。）を行う団体に対し、補助金を交付する。

2 補助対象事業者

県内に事務所を有し、県内でフードバンク活動を行う団体

3 補助対象事業

次に掲げる事業のいずれも行う事業とし、補助金の交付の決定の日以後に、新たに取り組むもの又はそれまでの取組みの内容を拡充して取り組むものとする。

- (1) 生活困窮者等に食料品（生活用品を含む。以下同じ。）を提供する事業
- (2) 食料品の新たな寄付者を開拓する事業

4 補助金の額

下表の左欄に定める基準額と右欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助金の額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

基準額	対象経費
次の金額の範囲内で募集要項に定める事前の経路を経て知事が団体ごとに定める額 50万円（フードバンク活動を専門的に実施する団体であり、個人のほか、支援団体、福祉施設等も支援対象とし、市町村の区域を超えた広域的な活動を実施しているものにあつては100万円）	補助事業に要する補助金の交付の決定の日以後における次に掲げる経費（令和9年2月19日までに支払を完了するものに限る。） 報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、食糧費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料

5 補助の対象にならないもの

- (1) 交付決定前に実施した事業に係る経費
- (2) 他の補助制度等により現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している経費

6 事前協議書の提出

(1) 提出書類等

- ① 令和8年度山形県生活困窮者等食料品等提供活動支援事業費補助金に係る協議について
- ② 補助金所要額調書（様式第1号）
- ③ 補助金支出予定額内訳書（様式第2号）
- ④ 事業計画書（様式第3号）

(2) 提出期限

令和8年6月5日（金）

(3) 提出方法、提出先

書類をPDF化して1つのファイルにまとめた上で、電子メールにより提出すること。
(件名を「山形県生活困窮者等食料品等提供活動支援事業費補助金事前協議書の提出」としてください。)

山形県地域福祉推進課メールアドレス ychiikifukushi@pref.yamagata.jp

7 補助金申請の流れ

令和8年5月20日	募集開始
6月5日	事前協議書提出期限
6月中旬	事前協議書の内容の確認
6月下旬	内示の通知
7月上旬	交付申請書提出期限
	交付申請書の審査
7月中旬	交付決定
	事業着手
8月下旬	概算払(知事が必要と認めた場合)
令和9年2月19日	事業実施期限
2月26日	実績報告書提出期限(令和9年1月26日より前に事業完了の場合は、事業完了後30日を経過する日が提出期限)
令和9年3月上旬	実績報告書の審査
	補助金額の確定
3月下旬	精算払

8 問い合わせ先

山形県健康福祉部地域福祉推進課 主事 菅野 千歳

電話：023-630-2334

E-mail：ychiikifukushi@pref.yamagata.jp